

## [韓国側質問]

### 質問 1. 日本の消費税について

#### ① 日本の消費税課税体系

回答：国際部員 木原 義和

#### 消費税の仕組み

##### 1 課税取引及び課税の時期

消費税の対象となる課税取引は、物品の販売や役務の提供など幅広く、ほとんどの取引が対象となっている。

韓国の場合、一般的に商品を製造場から、搬出する場合、収益獲得過程が、完了していなくても、商品を製造場から搬出時、個別消費税が課税されるようであるが、日本でも贅沢品を中心として、販売時ではなく製造会社の出荷時に課税される物品税が 1940 年（昭和 15 年）から存在していた。しかし、1989 年（平成元年）の消費税創設に伴い廃止されている。

なお、現行の日本の消費税は、原則として、資産の譲渡や役務の提供等を行った時に課されている。

消費税の対象となる課税取引は、物品の販売や役務の提供など幅広く、ほとんどの取引が対象となっている。

ただし、次のように政策的配慮や消費になじまない取引は除かれている。

##### 2 非課税取引

- 1) 土地の譲渡、貸付（一時的なものは除く。）
- 2) 有価証券などの譲渡
- 3) 利子、保険料、保証料など
- 4) 郵便切手、収入印紙代などの譲渡
- 5) 商品券、プリペイドカードなどの金券類の譲渡
- 6) 住民票などの行政手数料
- 7) 外国為替など

- 8) 社会保険医療、介護保険、社会福祉事業など
- 9) お産の費用など
- 10) 埋葬料、火葬料など
- 11) 身体障害者用物品の販売、貸付（一部除く）
- 12) 学校の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費など
- 13) 教科書など
- 14) 住宅の貸付（一時的なものは除く。）

### 3 課税事業者

その課税期間<sup>1</sup>の基準期間<sup>2</sup>あるいは特定期間<sup>3</sup>における課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者となり、消費税の納税義務者となる。

1 個人は暦年、法人は事業年度

2 個人は前々年分、法人は前々事業年度

3 特定期間とは、個人は前年1月1日から6月30日まで、法人は原則前事業年度開始の日から6ヶ月間をいう。

ただし、特定期間の1,000万円に判定は、課税売上高に代えて給与等の支給額の合計額とすることもできる。

### 4 免税事業者

3. 課税事業者の判定により、1,000万円以下の事業者は免税事業者となり、消費税の納税義務が免除される。ただし、届出書を提出して課税事業者を選択することもできる。

また、適格請求書発行事業者の登録を受けている期間は、納税義務は免除されない。

### 5 消費税率

標準税率10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）

軽減税率8%<sup>4</sup>（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

地方消費税率（消費税額に対して）

78分の22

<sup>4</sup> 軽減税率は、酒類、外食を除く飲食料品の譲渡、及び週2回以上発行される新聞の定期購読料が対象となる。

## 6 消費税の計算と申告・納付

消費税額（国税）＝課税売上に係る消費税額－課税仕入に係る消費税額※

地方消費税額＝消費税額×22/78

●課税標準額は千円未満切捨て、税額は百円未満切捨て

原則（一般課税）

※それぞれ税率の異なるごとに区分して計算する。

簡易な計算（簡易課税制度）

事業区分に応じたみなし仕入税率を適用して仕入税額控除を行う。

第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業等）小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業（製造業等）農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、建設業、製造業など	70%
第4種事業（その他）飲食店業など	60%
第5種事業（サービス業等）運輸・通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種事業（不動産業）	40%

ただし、基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、事前に簡易課税制度選択届出書を提出している場合に適用する。

消費税の確定申告及び納付は、個人事業者は3月末、法人は課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内に消費税と地方消費税を合わせて所轄税務署に申告、納付する。

参考文献

国税庁ホームページ

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm)

## ② 課税対象商品と税率構造

回答：国際部員 三宅 伸

### 1 課税対象商品等

日本では、(1)国内において事業者が事業として対価を得て資産の譲渡等を行う場合、および(2)外国貨物の引取り（輸入取引）をする場合に消費税が課される。

#### (1) 国内取引の場合

- ① 国内において行うもの（国内取引）であること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

#### (2) 外国貨物の引取り（輸入取引）

保税地域から引き取られる外国貨物

日本では、国内において事業者が事業として対価を得て資産の譲渡等を行う場合、および外国貨物の引取り（輸入取引）をする場合に消費税が課される。

(注) 2015年（平成27年）10月1日以後、電気通信回線（インターネット等）を介して、国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供（「電気通信利用役務の提供」という。）については、国外から行われるものについても、消費税が課税されることとされた。

### 2 消費税率

韓国では付加価値税として原則10%の**単一税率**である。

日本においても消費税の標準税率は10%（国税7.8%、地方消費税率2.2%）であるが、2019年（令和元年）10月1日以降は飲食料品（お酒・外食を除く）等に係る税率について8%とする軽減税率制度を実施し消費税率は**複数税率**となっている。

- ・標準税率：10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）。
- ・軽減税率：8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）。

### 3 軽減税率対象商品等

日本の消費税における軽減税率の対象品目は以下の通り。

韓国では、免税として課税されない品目もある。

(1) 飲食料品（酒類を除く）

人の飲用または食用に供されるものをいい、外食やケータリング等は除かれる。

また医薬品、医薬部外品および再生医療等製品が含まれない。

(2) 新聞

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくものに限る。）をいう。

※売店等での新聞の販売やインターネットを通じて配信される電子新聞は標準税率

#### 4 非課税対象商品等

課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から韓国で規定されている免税と同様、日本の消費税においても以下の取引については課税しない（非課税取引）と定められている。しかし、日韓では対象商品等に違いがある。

(1) 土地の譲渡および貸付け

(2) 有価証券等の譲渡

(3) 支払手段の譲渡、預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等

(4) 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡

(5) 商品券、プリペイドカード等の譲渡

(6) 国が行う住民票、戸籍抄本等の行政手数料

(7) 外国為替業務に係る役務の提供

(8) 社会保険医療の給付等、介護保険サービスの提供等、社会福祉事業等によるサービスの提供等

(9) 助産

(10) 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供

(11) 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付け等

(12) 学校教育

(13) 教科用図書の譲渡

(14) 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）

なお、日本の軽減税率対象商品及び非課税取引については、別添一覧表も参照されたい。